

柳ヶ瀬地区の広告物活用地区指定について

【対象区域】



左図中の—で囲まれた地区

- ◆ 神田町2丁目9番、20番。同3丁目1番から4番1、4番3、5番から17番2まで。同4丁目1番1から8番1、8番5、9番から16番2まで。同5丁目1番1から7番2、11番から21番まで。同6丁目1番、12番。
- ◆ 若宮町4丁目1番から8番3、10番1から22番2まで。同5丁目1番1、2番1から3番3、4番3から4番5、6番から24番まで。
- ◆ 金町1丁目11番、24番。同2丁目、同3丁目、同4丁目1番から5番、26番から28番2、29番、29番3、29番5から30番まで。同5丁目1番、10番2から10番4、11番6。
- ◆ 徹明通1丁目、同2丁目。
- ◆ 神室町1丁目、同2丁目。
- ◆ 日ノ出町1丁目、同2丁目。
- ◆ 柳ヶ瀬通1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目1番、13番から13番3まで。
- ◆ 弥生町。
- ◆ 小柳町。

【広告物活用地区とは】

屋外広告物を積極的に活用し、活力あるまちなみの形成や表情豊かなまちづくり等を図るため、一定の基準を緩和する地区です。景観上・安全上、支障をおよぼすおそれのない（他の法令に反しない）ものであれば、市長の「確認^注」を受けることにより、他の地区にない創意を凝らした特徴的な屋外広告物の掲出が可能となります。

注：その他の地域において屋外広告物を掲出する際には、「許可」が必要です。

【広告物活用地区で掲出可能な広告例】



①北海道札幌市 すすきの地区

②石川県金沢市 武蔵ヶ辻地区

通常壁面広告は同一壁面の1/2以下の面積しか掲出できないが、規制の緩和により大型壁面広告を設置した例

【施行日】

平成23年4月1日

【問い合わせ先】 〒500-8701 岐阜市司町40番地1（庁舎17階）
岐阜市役所 まちづくり推進部 官民連携まちづくり課 屋外広告物係
電話 058-265-3985
FAX 058-264-1760
E-mail: kanmin-machidukuri@city.gifu.gifu.jp